

## 入 札 心 得

(総則)

第1条 紋別市が発注する工事請負及び業務委託の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は市長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提供してください。

(入札場の入退場又は退去)

第3条 入札参加者又はその代理人は、次の各号に該当する場合は、入札場の入退場を禁止又は退去とします。

(1) 入札開始時刻以後においての入札場への入場

(2) 市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外の退場

(3) 入札場において公正な執行を妨げようとした者に対する退去

(入札)

第4条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便により入札しようとする者は、その封筒に「工事(業務)入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第6条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除させている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(錯誤の申出)

第7条の2 錯誤を理由として、自らのした入札書を取り消しにしたい旨の申し出は、受理しません。

(無効入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が、同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) 再度入札を行った場合に直前の入札における最低価格以上の金額で入札した者
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は失格とします。

- (1) 入札参加者又はその代理人が所定の日時までに参加しない者
- (2) 最低制限価格を設定した場合で、当該設定価格に満たない価格をもって入札をした者

2 前項第1号については、再度入札となった場合には参加できませんが、前項第2号については再度入札となった場合はその入札に参加できます。

(開札)

第10条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。

(再度入札)

第11条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

2 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第13条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第 14 条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果、落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第 15 条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、市長の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に市長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第 16 条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の 100 分の 5 に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第 17 条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第 1 項の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第 18 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はこれに代える担保の全部又は一部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 19 条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。

2 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止めることがあります。

3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができます。

(入札の取り止め等)

第 20 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、市長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札の辞退)

第 21 条 入札参加者として指名(通知)された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名(通知)された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により市長に連絡すること

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(入札の取消し)

第 22 条 入札参加資格として指名（通知）された日から、入札執行前までに入札参加資格申請書類等に変更があった場合は、早急に市へ変更の申請を行ってください。変更内容によっては入札参加資格としての指名（通知）を取消す場合があります。

ただし、市への変更の申請と同時に前条に規定する自らが辞退することについては、この限りではありません。

2 市への変更申請について、正当な理由なく遅延した場合は指名停止処分となる場合があります。

(積算内訳書の提出等)

第 23 条 入札参加資格として指名された者は入札執行時まで、参加する全ての入札に係る積算内訳書をあらかじめ作成の上、持参し、入札書と同時に提出しなければなりません。

なお、積算内訳書には、代価表・単価表は必要ありません。

2 入札参加者又はその代理人は、その提出した積算内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

3 再度入札となった場合は、落札者は契約締結時まで積算内訳書を提出してください。

4 提出する積算内訳書については、当該積算内訳書に一定額を減額する「値引き」等は認めません。ただし、合計額から端数を切り捨てる再計、端数整理等の場合は該当しません。

なお、積算内訳書の内容について、必要に応じて説明を求める場合があります。

5 第 8 条各号に掲げるほか、積算内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該積算内訳書に係る入札は無効とします。

(1) 積算内訳書の提出がない場合

(2) 積算内訳書の記載金額（合計金額）その他当該積算内訳書の要件が確認できない場合

(3) 積算内訳書に記名押印がない場合

(4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあつては当該代理人）以外の者が積算内訳書を提出した場合

(5) 積算内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合

(6) 積算内訳書に「値引き」欄を設け金額を記載している場合

(リサイクル協議書の提出)

第 24 条 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に該当する工事等については、指名通知書等に「分別解体等の実施の義務付け」が記載されます。

2 落札者からは、「協議書（別記を含む）」を契約時に提出していただきます。

3 協議書が提出されない場合、契約を締結できませんので、事前に準備をして入札（見積合わせ）に参加してください。

なお、協議書の内容によっては、再協議となる場合があります。

(随意契約及び見積合わせの場合の準用)

第 25 条 第 1 条及び第 3 条から第 11 条第 1 項まで、第 12 条から第 13 条まで、第 15 条、第 17 条、第 19 条から第 22 条まで、第 24 条の規定は、随意契約及び見積合わせの場合に準用します。

2 第 11 条において、再度の見積合わせによっても決定に至らなかった場合には、見積合わせを中止します。

(異議の申立て)

第 26 条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができません。